

避難所運営マニュアル

平成 20 年 3 月

登 米 市

はじめに

大規模な災害が発生した場合、被災者に対しての迅速な救援策が必要となります。特に、住宅の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難となった被災者の方々を、速やかに避難所を開設して生命の安全の確保と安全な避難場所、生活場所の提供を図ることが非常に大切です。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震とともに多くの家屋が倒壊、また、その後発生した火災により多くの家屋が失われ、ピーク時には31万人を越える被災者が学校、体育館に避難しました。

また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震では家屋の損壊、土砂被害や、度重なる強い余震の影響により、ピーク時には10万人を越える被害者が避難しました。

宮城県においては平成17年8月、震度6弱の宮城県北部地震による家屋の倒壊などの震災が発生し、地震がいつおきるか予測のつかない状況です。

平成19年7月の新潟県中越沖地震の災害時には登米市からも災害ボランティアとして支援を行いました。

特に自力避難が困難な方々には、行政機関はもとより地域住民による支援活動が必要です。

そこで、迅速な避難場所の開設、健康面に配慮した生活の場所としての避難所運営を行うためのマニュアルを作成しました。

このマニュアルでは、避難所の運営のあり方について、避難者を主体とした視点から作成し、行政機関の関わりについて定めています。

地域の特性や実情に十分配慮されながら、このマニュアルを活用していただくようお願い致します。



目 次

避難所開設フロー -----	1	施設管理班	
第1章 避難所の開設		1 危険箇所対応 -----	2 1
1 避難所の開設 -----	2	2 防火・防犯 -----	2 1
2 避難所運営組織をつくる -----	2	保健・衛生班	
3 施設の点検 -----	3	1 ごみ -----	2 2
4 居住組の編成 -----	3	2 風呂 -----	2 2
5 部屋割り -----	4	3 トイレ -----	2 2
6 避難者名簿の作成 -----	4	4 清掃 -----	2 4
第2章 避難所の運営		5 衛生管理 -----	2 4
1 運営主体 -----	6	6 ペット -----	2 5
2 運営本部会議 -----	7	7 医療・介護活動 -----	2 5
3 運営役割分担 -----	8	8 生活水の確保 -----	2 6
第3章 避難所の仕事		ボランティア班	
避難者管理班		1 ボランティアの受入・管理	
1 名簿管理 -----	1 0	-----	2 7
2 問い合わせへの対応 -----	1 1	総務班	
3 取材への対応 -----	1 2	1 記録 -----	2 8
4 郵便物・宅配便の取次ぎ -----	1 3	2 在宅被災者 -----	2 8
情報班		3 その他 -----	2 8
1 避難所外情報収集 -----	1 4	第4章 空間配置	
2 避難所外情報発信 -----	1 4	1 居住空間の管理 -----	2 9
3 避難所内情報伝達 -----	1 5	2 共有空間の管理 -----	2 9
食糧・物資班		第5章 生活ルール -----	3 2
1 食料・物資の調達 -----	1 7	資料編	
2 炊き出し -----	1 7		
3 食料物資の受入 -----	1 8		
4 食料の管理・配食 -----	1 9		
5 物資の管理・配給 -----	2 0		